

犬猫等健康安全計画

犬及び猫の販売に関しては、慎重な取扱いが求められる幼齢期における販売が多いこと、一部で劣悪な環境における過剰頻度での繁殖が見られること、販売が困難になった際の取扱いが不明確であること等の問題が指摘されてきたところです。

このような問題を解消し、適正な取扱いを確保するため、犬猫等販売業者に対し、犬猫等健康安全計画の策定が義務付けられました。

犬猫等健康安全計画は、都道府県等に対し、登録手続の際に提出する必要があります。

犬猫等健康安全計画には以下の事項を記載する必要があります。

① 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

- ▶ 幼齢期の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の管理体制・健康状況の確認体制等(確認の頻度、健康状態の記録方法等)
- ▶ 獣医師等との連携状況(かかりつけの獣医師名等)



② 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い



- ▶ 仕入れ方法等需給調整の方法
- ▶ 販売が困難になったあるいは繁殖に適さなくなった犬及び猫の取扱い(具体的な譲渡先や、愛護団体等との連携等)

③ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法

- ▶ 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない時点での取扱い方法
- ▶ 飼養施設の管理方法
- ▶ ワクチン接種やマイクロチップ装着の実施方法
- ▶ 具体的な繁殖回数や幼齢・高齢期の繁殖制限
- ▶ 繁殖に係る獣医師立会いや健康診断等(繁殖を行う場合)
- ▶ 幼齢の犬猫に配慮した展示方法等(展示を行う場合)

